

平成 18 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 s a n t e c 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鄭 台 鎬  
(コード番号：6777 大証ヘラクレス市場)  
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ 長 今 城 星 秀  
T E L ( 0 5 6 8 ) 7 9 - 3 5 3 5

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日の取締役会において、平成 18 年 6 月 21 日開催予定の第 27 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1)「会社法」の施行により、定款自治が拡大されたことに伴い、より効率的で機動的に会社経営を行っていくことを目的として、主に次の事項の変更を行うものであります。

株券を発行する旨の規定の新設

単元未満株式の権利の一部を制限するための規定の新設

取締役会の決議について書面による決議を可能とするための規定新設

取締役と監査役の責任免除規定の新設

株主総会において充実した情報開示ができるよう、参考書類等のインターネット開示に関する規定の新設

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 21 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 21 日 (水曜日)

以上

(別紙)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、s a n t e c株式会社と称し、登記上はこれをサンテック株式会社と表示する。</p> <p>2. 当社の英文社名は、S A N T E C C O R P O R A T I O Nと称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 光通信用部品の開発、製造及び販売</li><li>2. 光センサーの開発、製造及び販売</li><li>3. 半導体レーザーの応用製品の開発、製造及び販売</li><li>4. 画像処理装置の開発、製造及び販売</li><li>5. 情報通信機器の開発、製造及び販売</li><li>6. ソフトウェアの開発、製造及び販売</li><li>7. 不動産の賃貸借、管理、保有、運用</li><li>8. 上記各号に附帯関連する一切の業務</li></ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を愛知県小牧市に置く。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、37,755,200株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、37,755,200株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>電磁的方法による議決権その他の株主権の行使等に関する取扱、株券の種類及び株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録簿の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理</u>その他株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか、名古屋市において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店の所在地及びその隣接地のほか、名古屋市において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は 15 名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は<u>就任後2年内の、最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会はその決議によって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>



現行定款	定款変更案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議は、取締役過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額をもって、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第26条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(予備監査役の選任)</p> <p><u>第27条</u> <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において予備監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになり、定時株主総会であらかじめ選任された予備監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>あらかじめ選任された予備監査役の選任の効力は、選任後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役員 (執行役員の選任)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、会社の業務執行を委ねることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(執行役員業務監督)</p> <p>第34条 取締役会及び取締役は、執行役員職務の執行を監督し、必要な指示命令を行う。</p>	<p style="text-align: center;">(監査役責任免除)</p> <p>第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額をもって、その責任を免除することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役員 (執行役員選任)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置き、会社の業務執行を委ねることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(執行役員業務監督)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>2 執行役員は、前項によるほか業務の執行の状況を1ヶ月に1回以上、取締役へ報告するものとする。</p> <p>3 前項によるほか、取締役は、必要に応じて執行役員を取締役会に出席させ、業務の執行の状況を報告させることができる。</p> <p>(執行役員任期)</p> <p>第35条 執行役員任期は2年とし、選任時及び退任の時期は取締役に準ずるものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役に準じるものとする。</p> <p>2 取締役会は執行役員を任期の途中であっても解任することができる。</p> <p>(利益相反取引承認)</p> <p>第36条 会社と執行役員が利益相反する取引をなす場合、または執行役員が自己もしくは第三者のために会社の営業の部類に属する取引をなす場合には、あらかじめ取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(執行役員規程)</p> <p>第37条 取締役会は、その他必要事項について、執行役員規程及び執行役員職務分掌規程を定めるものとする。</p>	<p>(執行役員任期)</p> <p>第40条 執行役員任期は2年とし、選任及び退任の時期は取締役に準ずるものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役に準じるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(利益相反取引承認)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員規程)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第38条 当社の営業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第39条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>